

傍聴要領

宮城県企業局経営審査委員会

1 傍聴の申し込み

- (1) 傍聴を希望する方は、あらかじめ事務局に対し電子メールで申し込みを行うものとし、申し込みのない方の当日の参加は認めないこととします。なお、申し込みの具体的な方法については、会議の開催案内を御確認ください。
- (2) 申込者が定員数を超えた場合には、抽選にて傍聴者を決定することとします。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音は、委員会の運営に支障をきたさない限りにおいて認めます。ただし、委員長及び事務局から指示があった場合には、これに従ってください。
- (4) 会議において、公開することができない事項を扱う場合には、委員長の指示に従い、速やかに会場から退出をしてください。
- (5) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。